

国による個人情報保護制度の見直しの背景

これまで

対象

法令

国の
行政機関

行政機関
個人情報保護法

独立行政
法人等

独立行政法人等
個人情報保護法

民間
事業者

個人情報保護法

地方公共
団体

個人情報保護条例

個人情報保護条例

個人情報保護条例

見直し後

対象

法令

すべて

新
個人情報保護法

+ 条例

- 地方公共団体の個人情報保護制度については、令和5年3月31日まで各団体の各々の条例に基づき運用してきました。本市においても平成11年4月に習志野市個人情報保護条例を施行しました。
- しかしながら、国における個人情報保護制度の見直し(新個人情報保護法に一本化して、制度の官民一元化)に伴い、地方公共団体についても新法で規定された全国的な共通ルールを適用し運用することとなりました。
- 基本的に新法に則って本市の個人情報保護事務を遂行しますが、新法において、地方公共団体においては特に必要とされる部分について条例で定めることが可能とされており、この必要な部分を習志野市個人情報保護法施行条例を定め規定しています。

審議会委員の諮問事項について

- ・(1) 法施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
 - ・(2) (1)のほか、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の基準を定めようとする場合等、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると実施機関が認める場合。
 - ・※今年度は、(1)・(2)に係る諮問事項の予定はございません。
 - ・※このほか、前年度の個人情報の運用状況に係る報告を、本審議会に実施させて頂く予定です。
 - ・※ただし、個人情報保護法による国の「個人情報保護委員会」の所掌事務に属する事項である場合を除きます。例として、個人情報の取得、利用、提供等について、類型的に審議会等への諮問を行うことや、個別の事案を個人情報保護法に照らした要否の判断を行うことはできないとされています。
 - ・※市議会は、原則として新法の適用対象外のため、本市では「習志野市議会の個人情報の保護に関する条例」を定め、新法及び法施行条例と同様の運用を定めています。
- なお、本市議会においても、(1)・(2)に係る諮問事項があった場合には、お諮りさせていただくことがございます。